

VI 分野別のまちづくり計画

政策 1 ともに紡ぐ協働のまちづくり

施策 1-1 地域の個性を活かしたまちづくりの推進

施策の目的

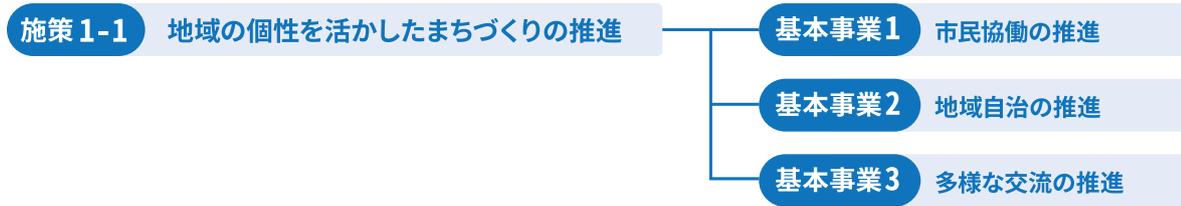
対象	市民、地域自治組織、町内会、NPO、ボランティア団体、企業
意図	多くの人々がさまざまな市民活動に主体的に関わり、協働によって自立した魅力あるまちづくりを推進する

現状と課題

- 少子高齢社会の急速な進行をはじめとする社会経済情勢の変化等に伴い、本市においても、地域社会が抱える課題は一層多様化しています。このような状況下、行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、市民と行政が協働する「新しい公共」の担い手を育成するとともに、地域においても「自助・共助・公助」の役割分担が重要になっています。
- 本市では、平成22(2010)年3月に協働を推進するために「伊達市協働のまちづくり指針」を策定し、各種団体や企業を含めた市民との協働によるまちづくりに取り組んできました。平成26(2014)年度には、地域課題の解決とまちづくりの推進を目的として、各地域において地域自治組織の設置に向けた支援を開始するとともに、その組織化に先立ち、各地域の公民館をその活動拠点とするため、公民館の交流館¹への移行を行いました。平成27(2015)年度からは、多くの地域自治組織が活動を開始し、28組織にまで至っています。今後は、地域自治組織の機能を一層充実し、その活動を広げていく必要があります。
- 家庭、職場及び地域において、男女が共に輝き支え合い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、平成28(2016)年3月「伊達市男女共同参画推進条例」を制定し、平成30(2018)年5月「伊達市男女共同参画プラン」の改訂を行いました。
- 平成28(2016)年8月アメリカ合衆国リヴィア市と国際姉妹都市協定を締結し、海外相互交流を行っています。国内では、平成23(2011)年10月北海道松前町と姉妹都市協定を、平成26(2014)年11月滋賀県草津市、平成29(2017)年8月長野県南牧村、同年10月千葉県白井市と友好交流協定を締結し、小中学生による交流事業をはじめお互いのイベント等に参加しています。異なる文化・環境を有する自治体との交流は、本市の魅力の再発見・課題の再認識にもつながり、さまざまな団体との新しい交流に発展する機会となるため、このような「縁」を大事にしていく必要があります。
- 人口減少により、空き地や空き家等が増加すると想定されています。市街地において、人口の低密度化が進むことによる「都市のスポンジ化²」と呼ばれる現象や各地区における都市の線状化³が発生し、これが進むと商業等の生活サービス施設、コミュニティ活動及び公共交通の維持にも支障をきたすことが想定されています。空き地や空き家の利活用は、単に財産としての社会的効用の維持にとどまらず、住宅を巡る都市機能の維持にもつながることから、その対策を促進していく必要があります。

※¹ 市民の地域交流を促進し、市民の生活文化の向上と市民福祉の増進及び地域の主体的な地域づくり活動を支援するための施設。
※² 都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。
※³ 幹線道路沿いに居住地が線状に形成されていたが、空き地や空き家が数多く発生し、痩せ細るように外側から縮んでいくこと。

基本事業の体系及び内容



基本事業 1 市民協働の推進

■目的

市民と行政が良好なパートナーとしてお互いの特性を活かしながら、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるよう役割を適切に分担し合い、地域課題の解決に向け共に考え、共に行動し、より良い地域づくりを推進します。

■手段

- 地域課題を共有し、問題解決に向けて地域自治組織やNPO等と行政が互いに役割を担い合い、支援が必要な市民と支援を提供できる市民をつなぐ「共助」の仕組みを整備し、地域の特性や魅力を活用するまちづくりを推進します。
- NPOや地域自治組織など各種団体との協働を促進するため、伊達市市民活動支援センター¹における相談体制と情報収集発信機能の強化を図ります。
- 家庭や学校、職場などにおける男女共同参画に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努めます。



基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
NPO、市民活動団体、ボランティア団体の数	団体	社会福祉協議会、市民活動支援センターが把握している活動団体の数	77 (H29(2017)年度)	85
審議会等の女性の登用割合	%	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等への女性の登用率	17.8 (H29(2017)年度)	30.0

※¹ 市民団体、地域団体、ボランティア団体、NPO法人など、伊達市のさまざまな分野で活動している市民を支援する拠点施設。平成23(2011)年11月公設民営により伊達ふれあいセンター内に設置。

基本事業2 地域自治の推進

■目的

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働のまちづくりの理念のもと、地域の実情に応じて、住民の自主的な地域づくりを推進します。

■手段

- 地域課題の解決に向けた地域自治組織の「地域づくり計画」策定を支援し、自立したまちづくりを推進します。
- 地域づくり活動の拠点となる交流館の有効活用を推進します。
- 地域の現状を認識し課題解決のため主体的に考え行動できる人材の育成を支援します。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
地域づくり計画の策定数(累計)	団体	地域づくり計画を策定した地域自治組織の数(累計)	2 (H29(2017)年度)	22
交流館の利用人数	人	交流館の利用人数	336,000 (H29(2017)年度)	400,000

基本事業3 多様な交流の推進

■目的

多様な世代による地域間交流や国際交流を推進し、お互いの魅力や特性にふれながら、本市を見つめ直し、新たな視点での地域活性化を推進します。

■手段

- 本市と協定を締結している姉妹都市¹、友好交流都市²、大規模災害時相互応援協定都市³等との交流を推進します。
- 地域や世代を越えた住民同士の交流や体験を通じて、本市の魅力を発信します。
- 国際交流を推進するとともに、外国人と市民が互いの文化を共有しながら、身近に英語に触れ、交流が促進される環境づくりを進めます。
- 新たな絆を生む場として、利用可能な空き家の有効活用に取り組みます。



基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
国内姉妹都市、友好交流都市との相互交流人数(累計)	人	国内姉妹都市、友好交流都市との相互交流人数(累計)	2,100 (H29(2017)年度)	2,800
国際交流による相互交流人数(累計)	人	国際交流で派遣及び受入した人数(累計)	402 (H29(2017)年度)	450

※¹ 文化交流や親善を目的とした特別の関係を結んだ都市のこと。

※² 防災、経済、産業、教育、文化など幅広い分野における交流を通じて、行政及び市民間相互の信頼と理解を深め、これまでの友好関係をさらに推進していくことを目的として締結される。

※³ 地方公共団体間で、大規模災害時に相互に応援できる事項について、あらかじめ協議の上、合意し、大規模災害の発生に備えるもの。

施策 1-2 生活安全体制の強化

施策の目的

対 象	市民、市内全域
意 図	市民の生命と財産を災害の脅威から守る 交通事故や犯罪がなく、消費者として被害に遭わずに安全・安心に生活できる

現状と課題

- 東日本大震災では、本市において最大震度6弱を観測し、保原小学校・梁川小学校が全壊し使用不能になるなど、公共施設や住宅を含めた民間施設でも多くの被害を受けました。さらに、電気・水道・電話等のライフラインが寸断され、市民生活に大きな影響をもたらしたことから、この震災を教訓とし、今後はより一層、危機管理体制や防災力を強化し、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。
- 近年、全国的にも風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、市民一人ひとりが災害に対する認識を高め、「自助・共助・公助」のバランスのとれた防災体制を構築する必要があります。
- 市民に緊急情報や災害情報などを迅速に伝達できる「同報系防災行政無線」を平成29(2017)年度から運用しています。これにより、災害時には警報や避難勧告など市民に迅速に放送することができるようになりました。今後は、中山間地域等の難聴地域への個別受信機の設置などの対応が必要となります。
- 高齢化の進行に伴い、交通事故における高齢者のかかわる割合が高いことを踏まえ、運転免許返納者に対する支援を開始しました。今後は、交通事故防止のため、高齢者だけでなく、幅広い年齢層を対象とした交通指導・啓発を含めた交通安全対策をより一層進める必要があります。
- 日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、警察や事業者、住民など地域社会を構成する多様な主体との連携のもと、地域ぐるみで支え合い、守り合う犯罪抑止活動を推進していく必要があります。
- 悪質な訪問販売による被害やインターネットによる有害サイトトラブル、振り込め詐欺等の消費者トラブルを未然に防止するため子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するとともに、市民に対する消費相談支援体制の強化を図る必要があります。

基本事業の体系及び内容

施策 1-2 生活安全体制の強化

基本事業1 消防・防災体制の強化

基本事業2 交通安全対策の推進

基本事業3 防犯対策の推進

基本事業4 健全な消費生活の推進

基本事業1 消防・防災体制の強化

■目的

火災や自然災害等から、市民の生命と財産をしっかりと守ることができるよう、防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

■手段

- 火災や災害に対する即応力を高めるため、消防団員の装備品の充実を図り、消防活動の安全性を確保するとともに、消防水利施設等の整備、更新を計画的に推進します。
- 地域防災力を維持するため、消防団組織の強化に努めます。
- 同報系防災行政無線をはじめとし、多様な伝達手段を用いて、市民に緊急時の災害情報をいち早く、かつ確実に伝える方法の構築を進めます。
- 防災拠点施設の耐震化や避難所物資の配備を計画的に推進します。
- 災害時要配慮者の避難誘導、安否確認等を実現するため、自主防災組織¹の組織化や防災リーダー（防災士）の育成強化に取り組むとともに、各地域での防災資機材の整備や防災訓練等を支援します。
- 市が主催する総合防災訓練及び自主防災組織による地域の防災訓練の実施等を通じ、迅速かつ確かな防災体制の確立を図るとともに、防災マップ²を活用し市民の防災意識の向上に努めます。
- 市民の災害に対する危機意識の向上を図るため、常日頃の備えに対する各種の情報を提供します。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
消防水利(消火栓・防火水槽)の充足率	%	消防施設整備計画実態調査	82 (H29(2017)年度)	87
自主防災組織の加入率	%	全世帯に占める自主防災組織に加入している世帯の割合	49.2 (H29(2017)年度)	80

基本事業2 交通安全対策の推進

■目的

市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することで、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。

■手段

- 市民の安全な交通環境を確保するため、地域の実情や交通事故の発生状況を踏まえ、交通安全施設の整備を推進します。
- 警察、交通安全協会など関係機関と連携して、子どもから高齢者まで交通安全運動や交通安全教育を推進し、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上に努めます。
- 自動車の運転に不安を感じるようになった65歳以上の方が、運転免許を返納した後も安心して生活できるように、運転免許返納者を支援します。



※¹ 地域住民が自分達の地域は自分達で守るという連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織。

※² 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている、いわゆるハザードマップのこと。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
交通事故発生件数	件	福島県警察本部「交通事故のあらまし」	108 (H29(2017)年度)	90件以下
運転免許返納者支援 事業交付者数	人	運転免許返納者支援事業交付 者数	106 (H29(2017)年度)	400

基本事業3 防犯対策の推進

■目的

市民や関係機関、団体等が一体となった防犯活動を推進し、地域防犯対策の充実強化に努め、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進します。

■手段

- 地域安全運動等を通して、身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯活動を推進します。
- 市民や関係機関、団体等と連携し、犯罪抑止対策活動を推進します。
- 市民に対して防犯対策や犯罪状況等の情報を提供します。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
犯罪発生件数	件	伊達警察署「犯罪と少年非行の概況」	205 (H29(2017)年度)	150

基本事業4 健全な消費生活の推進

■目的

多様化する消費者問題に対し、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図るとともに、出前講座等を通して、情報提供や啓発活動を推進します。

■手段

- 消費者トラブルの発生防止のため、関係機関と連携し、出前講座等の開催や啓発等、消費者教育の実施を推進します。また、市ホームページや広報紙等で各種情報を提供します。
- 複雑・巧妙化する消費者トラブルに対して適切に対応するため、消費生活相談員のスキル向上に努め、市民が安心して相談できる体制の充実を図ります。



基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
消費生活センター相談件数	件	全国消費生活情報ネットワークシステム ¹ (PIO-NET)	503 (H29(2017)年度)	400
消費生活センター出前講座件数	回	消費生活センター出前講座件数	20 (H29(2017)年度)	30

※¹ 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステム。

施策 1-3 持続可能な行政経営の推進

施策の目的

対象	市の経営方針
意図	地域の状況や課題を的確に把握しながら、限りある行政の経営資源をより効率的に配分する

現状と課題

- 平成26(2014)年4月「伊達市行財政改革指針」を策定し、地域との協働のもと、「組織力の向上」「地域力の向上」「財政力の向上」の3つの視点を柱とした行財政改革に取り組んできました。
- 昭和30年代頃から整備を進めてきた多くの道路や上下水道、学校や交流館などの公共施設が、更新の時期を迎えており、その維持管理や整備などには多額の費用が必要となります。
- 人口減少に伴う税金・普通交付税の減少に加え、合併算定替えの終了による普通交付税の減額等の財政規模の縮小が見込まれる一方、少子高齢社会の進展とともに多様な行政需要の増大が見込まれています。今後の行政経営は、今以上にさらに厳しさを増すことが予想されます。
- このような厳しい見通しの中にあっても、本市が将来にわたって持続可能な行政経営を推進していくためには、市民の理解と協力のもと、選択と集中をさらに徹底させ、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより効果的・効率的に配分する行財政改革を推進するとともに、各年度における財政収支の均衡を図る必要があります。

基本事業の体系及び内容

施策 1-3 持続可能な行政経営の推進

基本事業1 効率的で健全な財政運営

基本事業2 市政情報の提供と市民意見の反映

基本事業3 計画的なまちづくりの推進

基本事業1 効率的で健全な財政運営

■目的

本市の成長・発展のために必要な施策・事業を着実に推進していくため、将来にわたって持続可能な財政運営を堅持するとともに、これを支える自主財源等の確保に努めます。

■手段

- 事務事業の選択と集中により、効果的・効率的な財政運営に努めます。
- 市税等の適正な課税を行うとともに、納付機会の充実を図り、収納率の向上に努めます。
- 公共施設等総合管理計画及び公共施設配置適正化計画の確実な進捗を通して市有財産の有効活用を図るとともに、長期的視点から公共施設の保全や配置の最適化を計画的に推進し、適正な管理と効果的・効率的な運営に努めます。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
プライマリーバランス (基礎的財政収支の 均衡)	-	プライマリーバランス(基礎的財政収支の均衡)	黒字 (H29(2017)年度)	黒字
市税4税 ¹ の収納率	%	収納額÷調定 ² 額×100	97.4 (H29(2017)年度)	98.1

基本事業2 市政情報の提供と市民意見の反映

■目的

多くの市民が自ら進んで市政やまちづくりに参画できるよう、広報・広聴活動を強化します。また、市のイメージや知名度を高めます。

■手段

- 市政だよりや市役所のホームページ、ケーブルテレビ³やインターネットを活用した動画配信、SNS⁴など、さまざまな広報媒体を通じた市政情報の積極的な公開と提供を推進します。
- さまざまな機会を通じ、今後のまちづくりに対する意見・要望等を反映するため、広聴機能の充実を図ります。
- 本市の持つ魅力を市の内外に効果的・戦略的に発信します。



※¹ 市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税のこと。

※² 歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為。つまり市の歳入に対する意思決定行為。

※³ テレビ信号を同軸ケーブルや光ケーブルにより、各受信機に配信するシステム。

※⁴ ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、インターネット上で双方向性と即時性の特性を持つ。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
市役所ホームページへの月平均アクセス件数	件	ホームページ(トップページ)への月平均アクセス件数	51,678 (H29(2017)年度)	60,000
市長への手紙受付件数	通	市長への手紙受付件数	180 (H29(2017)年度)	250

基本事業3 計画的なまちづくりの推進

■目的

市の状況を的確に把握・分析し、その結果を行政計画に反映するとともに、適切な進捗管理によって各計画の横断的な連携を図りながら計画的なまちづくりを推進します。

■手段

- 第2次総合計画や総合戦略など、市全体として上位に位置づけられる行政計画の進捗状況を客観的に把握・分析し、必要な見直しや改善・改革に取り組むことで、より効果的・効率的な事業展開に結び付けます。
- 少子高齢社会の進展によるマイナスの影響を最小限にとどめるとともに、第2次総合計画基本構想に掲げた将来都市像のキーワードの1つである「健幸都市¹」の実現を図るため、各種事業を計画的に推進します。
- 今後10年先、20年先を見据えた中長期的な視点のもと、県北地域における役割や連携、都市部と中山間地域とのあり方など多角的な視点から、将来にわたって持続可能なまちづくりを展開するための方策を検討し、より一層戦略的、かつ体系的なまちづくりを推進します。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
総合計画基本計画で掲げた目標(成果指標)を達成している施策の割合	%	施策評価 ² で把握する成果指標の目標値を達成した基本事業の割合	6 (H29(2017)年度)	100
市全体や地域の特徴がまちづくりに活かされていると思う市民の割合	%	市民に対するアンケート調査により把握	— (H29(2017)年度)	51

※¹ 「ウェルネス=健幸(身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること)」をまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で幸せに暮らせるまちを目指す新しい都市モデルのこと。それを本市では「Smart Wellness City(スマートウェルネスシティ)」・「健幸都市」と表現している。

※² 施策の効果を把握し、必要性・効率性・有効性等の観点から評価を行うことにより、企画立案や実施の見直し・改善を推進する。

計画の策定にあたって

基本構想

基本計画の概要

計画策定にあたっての前提

まちづくりの施策（施策の体系）

分野別のまちづくり計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

特別対策

資料編

